（雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準）

第二十七条　法第三十八条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第二十八条　令第十一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請）

第二十九条　法第三十九条第一項の許可を受けようとする者（同条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第六の雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書（法第三十九条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者にあっては、雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書）を都道府県知事等に提出しなければならない。

2　法第三十九条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事（法第三十九条第一項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表　略）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請書の記載事項）

第三十条　法第三十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水貯留浸透施設の名称及び当該雨水貯留浸透施設に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、当該雨水貯留浸透施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（監督処分に関する公示の方法）

第三十一条　法第四十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等（以下「都道府県等」という。）の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法とする。

（保全調整池の指定の公示）

第三十二条　法第四十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、保全調整池を指定した旨（同条第五項において準用する場合にあっては、指定を解除した旨）、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域）並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2　（略）

（雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準）

第十七条　法第十七条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事の許可を要する旨

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第十八条　令第十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第四（法第十七条第八項の規定を法第二十四条第二項において準用する場合にあっては、別記様式第五）とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請）

第十九条　法第十八条第一項の許可を受けようとする者（同条第四項において準用する法第十四条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第六の雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書（法第十八条第四項において準用する法第十四条の協議をしようとする者にあっては、雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書）を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第十八条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事（法第十八条第一項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表　略）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請書の記載事項）

第二十条　法第十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水貯留浸透施設の名称及び当該雨水貯留浸透施設に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、当該雨水貯留浸透施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（監督処分に関する公示の方法）

第二十一条　法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等の公報への掲載とする。

（保全調整池の指定の公示）

第二十二条　法第二十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、保全調整池を指定した旨（同条第五項において準用する場合にあっては、指定を解除した旨）、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域）並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県又は指定都市等の公報に掲載して行うものとする。

2　（略）